

# 乗合バス上限運賃改定審議資料

九州産交バス(株)	(熊本ブロック)
産交バス(株)	(熊本ブロック)
熊本都市バス(株)	(熊本ブロック)
熊本電気鉄道(株)	(熊本ブロック)
熊本バス(株)	(熊本ブロック)

平成26年1月9日  
自動車局旅客課

# 上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容

事業者名	九州産交バス(株)		産交バス(株)		熊本都市バス(株)		熊本電気鉄道(株)		熊本バス(株)	
前々回改定実施年月日	平成4年10月1日		平成4年10月1日		—		平成4年10月1日		平成4年10月1日	
前々回平均値上率	5.1%		8.1%		—		6.9%		7.7%	
前回改定実施年月日	平成10年3月1日		平成10年3月1日		—		平成10年3月1日		平成10年3月1日	
前回平均値上率	1.8%		1.9%		—		1.8%		1.9%	
現行運賃と改定運賃の比較	現行運賃	申請運賃	現行運賃	申請運賃	現行運賃	申請運賃	現行運賃	申請運賃	現行運賃	申請運賃
キロあたり賃率	30円70銭	36円50銭	31円50銭	36円50銭	31円50銭	36円50銭	29円40銭	34円00銭	31円50銭	36円80銭
初乗り運賃	130円	150円	130円 (荒尾市140円)	150円	130円	150円	130円	150円	130円	150円
平均改定率	18.4%		14.3%		15.7%		15.0%		16.6%	
申請年月日	平成25年10月16日		平成25年10月16日		平成25年10月31日		平成25年11月5日		平成25年11月8日	
実施予定日	平成26年4月1日									

※運賃改定の申請があった事業者順に記載。

※上記の申請内容は、上限運賃の変更(引上げ)に係るもの。ただし、平成26年4月1日からの消費税率引上げ分については、本申請認可後に別途申請がなされる予定。

※平成26年4月1日(予定)から実際に利用者から收受する運賃については、本申請及び消費税率引上げ分の申請の両方の認可を受けた後の上限運賃の範囲内で設定・実施されることになる。

I 事案一覧表 九州産交バス(株)

年月日	申請者	申請内容	査定				
<p>申請 平成25年10月16日</p> <p>諮問 平成25年12月17日</p>	<p>九州産交バス(株)</p> <p>代表者 もりけいすけ 森 敬輔</p> <p>資本金 90 百万円</p> <p>株主 ① 九州産業交通ホールディングス(株)</p> <p>認可キロ 2,845 キロ</p> <p>申請地域キロ 547 キロ</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 336 891 826" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現行</td> <td data-bbox="891 336 1630 826"> <p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 30円70銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 130円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 826 891 1318" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申請</td> <td data-bbox="891 826 1630 1318"> <p>[対キロ区間制] ※平均改定率18.4%</p> <p>基準賃率 36円50銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 150円</p> </td> </tr> </table>	現行	<p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 30円70銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 130円</p>	申請	<p>[対キロ区間制] ※平均改定率18.4%</p> <p>基準賃率 36円50銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 150円</p>	<p>申請どおり</p>
現行	<p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 30円70銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 130円</p>						
申請	<p>[対キロ区間制] ※平均改定率18.4%</p> <p>基準賃率 36円50銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 150円</p>						

## II 査定内容

### ( 九州産交バス(株) )

#### 1. 申請理由

マイカーの普及、少子化の進展、沿線地域の人口減少などの影響に伴う輸送需要の減少に加え、燃料費の高騰による収支悪化のため。

#### 2. 申請者の概要 (平成24年度)

##### (1) 事業別収入ウェイト及び経常収支率

事業別	規模	収入ウェイト	経常収支率
一般路線	214 両	45.2 %	89.9 %
高速乗合	101 両	42.1 %	109.7 %
一般貸切	15 両	2.3 %	82.3 %
その他	一 両	10.4 %	143.6 %
全事業		100.0 %	101.4 %

(2) 配当額 ー 千円

(3) 累積欠損 ー 百万円  
(全事業)

※一般路線の補助金込み経常収支率は、97.9%

#### 3. 前回改定

平成10年3月1日

平均値上率 1.8 %

#### 前々回改定

平成4年10月1日

平均値上率 5.1 %

I 事案一覧表 産交バス(株)

年月日	申請者	申請内容		査定
<p>申請 平成25年10月16日</p> <p>諮問 平成25年12月17日</p>	<p>産交バス(株)</p> <p>代表者 いわさきしこう 岩崎 司晃</p> <p>資本金 50 百万円</p> <p>株主 ① 九州産交バス(株)</p> <p>認可キロ 2,755 キロ</p> <p>申請地域キロ 1,996 キロ</p>	<p>現行</p>	<p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 31円50銭</p> <p>2.0 km まで：基準賃率の 2.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで：基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで：基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分：基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 130円 初乗運賃 140円 (荒尾市)</p>	<p>申請どおり</p>
<p>申請</p>	<p>[対キロ区間制] ※平均改定率14.3%</p> <p>基準賃率 36円50銭</p> <p>2.0 km まで：基準賃率の 2.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで：基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで：基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分：基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 150円</p>			

## II 査定内容

( 産交バス株 )

### 1. 申請理由

マイカーの普及、少子化の進展、沿線地域の人口減少などの影響に伴う輸送需要の減少に加え、燃料費の高騰による収支悪化のため。

### 2. 申請者の概要（平成24年度）

#### (1) 事業別収入ウェイト及び経常収支率

事業別	規模	収入ウェイト	経常収支率
一般路線	307 両	54.5 %	35.0 %
定期観光	4 両	1.1 %	56.1 %
高速乗合	28 両	22.0 %	92.2 %
管理受委託	— 両	0.6 %	112.7 %
一般貸切	29 両	18.9 %	91.8 %
その他	— 両	2.9 %	231.9 %
全事業		100.0 %	49.0 %

(2) 配当額 — 千円

(3) 累積欠損 — 百万円  
(全事業)

※一般路線の補助金込み経常収支率は、99.0%

### 3. 前回改定

平成10年3月1日

平均値上率 1.9 %

### 前々回改定

平成4年10月1日

平均値上率 8.1 %

I 事案一覧表 熊本都市バス(株)

年月日	申請者	申請内容		査定
<p>申請 平成25年10月31日</p> <p>諮問 平成25年12月17日</p>	<p>熊本都市バス(株)</p> <p>代表者 やまうち きよひろ 山内 清宏</p> <p>資本金 99 百万円</p> <p>株主</p> <p>① 九州産交バス(株)</p> <p>② 熊本電気鉄道(株)</p> <p>③ 熊本バス(株)</p> <p>認可キロ 193 キロ</p> <p>申請地域キロ 193 キロ</p>	<p>現 行</p>	<p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 31円50銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍</p> <p>10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍</p> <p>20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍</p> <p>30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 130円</p>	<p>申請どおり</p>
			<p>申 請</p>	

## II 査定内容

( 熊本都市バス(株) )

### 1. 申請理由

マイカーの普及、少子化の進展、沿線地域の人口減少などの影響に伴う輸送需要の減少に加え、燃料費の高騰による収支悪化のため。

### 2. 申請者の概要 (平成24年度)

#### (1) 事業別収入ウェイト及び経常収支率

事業別	規模	収入ウェイト	経常収支率
一般路線	135 両	100.0 %	73.3 %
全事業		100.0 %	73.3 %

(2) 配当額 — 千円

(3) 累積欠損 5 百万円  
(全事業)

※一般路線の補助金込み経常収支率は、99.4%

### 3. 前回改定

—

### 前々回改定

—



I 事案一覧表 熊本電気鉄道(株)

年月日	申請者	申請内容	査定
<p>申請 平成25年11月5日</p> <p>諮問 平成25年12月17日</p>	<p>熊本電気鉄道(株)</p> <p>代表者 なかしま けいこう 中島 敬高</p> <p>資本金 194 百万円</p> <p>株主</p> <p>① (株)熊本マタニティーサービス ふよう</p> <p>② (株)富洋</p> <p>③ (株)テレビ熊本</p> <p>④ (株)肥後銀行</p> <p>⑤ 熊本第一信用金庫</p> <p>認可キロ 245 キロ</p> <p>申請地域キロ 245 キロ</p>	<p>現行</p> <p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 29円40銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 130円</p> <hr/> <p>申請</p> <p>[対キロ区間制] ※平均改定率15.0%</p> <p>基準賃率 34円00銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 150円</p>	<p>申請どおり</p>

## II 査定内容

( 熊本電気鉄道株 )

### 1. 申請理由

マイカーの普及、少子化の進展、沿線地域の人口減少などの影響に伴う輸送需要の減少に加え、燃料費の高騰による収支悪化のため。

### 2. 申請者の概要 (平成24年度)

#### (1) 事業別収入ウェイト及び経常収支率

事業別	規模	収入ウェイト	経常収支率
一般路線	111 両	53.9 %	96.2 %
管理受委託	— 両	1.6 %	154.5 %
一般貸切	15 両	13.6 %	93.8 %
鉄道事業	— 両	13.5 %	94.4 %
その他	— 両	17.4 %	168.4 %
全事業		100.0 %	101.4 %

(2) 配当額 — 千円

(3) 累積欠損 570 百万円  
(全事業)

※一般路線の補助金込み経常収支率は、101.4%

### 3. 前回改定

平成10年3月1日

平均値上率 1.8 %

### 前々回改定

平成4年10月1日

平均値上率 6.9 %

I 事案一覧表 熊本バス(株)

年月日	申請者	申請内容	査定				
<p>申請 平成25年11月8日</p> <p>諮問 平成25年12月17日</p>	<p>熊本バス(株)</p> <p>代表者 いわた あきひこ 岩田 昭彦</p> <p>資本金 100 百万円</p> <p>株主</p> <p>① 熊本バス従業員共済</p> <p>② 熊本バスタクシー(株)</p> <p>③ 九州産業交通ホールディングス(株)</p> <p>④ 小堀 正人</p> <p>認可キロ 278 キロ</p> <p>申請地域キロ 278 キロ</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 336 891 826" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現行</td> <td data-bbox="891 336 1630 826"> <p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 31円50銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍</p> <p>10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍</p> <p>20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍</p> <p>30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 130円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 826 891 1315" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申請</td> <td data-bbox="891 826 1630 1315"> <p>[対キロ区間制] ※平均改定率16.6%</p> <p>基準賃率 36円80銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍</p> <p>10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍</p> <p>20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍</p> <p>30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 150円</p> </td> </tr> </table>	現行	<p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 31円50銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍</p> <p>10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍</p> <p>20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍</p> <p>30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 130円</p>	申請	<p>[対キロ区間制] ※平均改定率16.6%</p> <p>基準賃率 36円80銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍</p> <p>10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍</p> <p>20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍</p> <p>30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 150円</p>	<p>申請どおり</p>
現行	<p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 31円50銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍</p> <p>10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍</p> <p>20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍</p> <p>30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 130円</p>						
申請	<p>[対キロ区間制] ※平均改定率16.6%</p> <p>基準賃率 36円80銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍</p> <p>10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍</p> <p>20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍</p> <p>30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 150円</p>						

## Ⅱ 査定内容

( 熊本バス(株) )

### 1. 申請理由

マイカーの普及、少子化の進展、沿線地域の人口減少などの影響に伴う輸送需要の減少に加え、燃料費の高騰による収支悪化のため。

### 2. 申請者の概要 (平成24年度)

(1) 事業別収入ウェイト及び経常収支率

事業別	規模	収入ウェイト	経常収支率
一般路線	93 両	50.1 %	74.7 %
管理受委託	一 両	1.0 %	104.1 %
一般貸切	14 両	10.9 %	106.1 %
その他の	一 両	38.0 %	108.3 %
全事業		100.0 %	88.2 %

(2) 配当額                   —           千円

(3) 累積欠損               230       百万円  
(全事業)

※一般路線の補助金込み経常収支率は、100.0%

### 3. 前回改定

平成10年3月1日

平均値上率           1.9 %

### 前々回改定

平成4年10月1日

平均値上率           7.7 %